

第 44 回全国豊かな海づくり大会三重県実行委員会 会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、第 44 回全国豊かな海づくり大会三重県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、第 44 回全国豊かな海づくり大会（以下「大会」という。）を開催するため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 大会の開催に必要な企画及び運営に関する事業。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関する事業。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関する事業。

第 2 章 組織

(構成)

第 4 条 実行委員会は、会長、副会長、委員、代表監事、監事、顧問及び参与（以下「委員等」という。）で構成する。

- 2 会長は、三重県知事を充てる。
- 3 副会長は、副知事及び三重県漁業協同組合連合会代表理事会長、開催地市町長を充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者を充てる。
- 5 代表監事は、東日本信用漁業協同組合連合会三重支店執行役員を充て、監事は、三重県会計管理者兼出納局長を充てる。
- 6 顧問は、三重県議会議長、三重県議会環境生活農林水産常任委員会委員長及び開催地市町議会の議長を充てる。
- 7 参与は、報道機関とし、別表に掲げる職にある者を充てる。

(委員等の職務)

第 5 条 会長は、実行委員会の会務を総理し、実行委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議をする。
- 4 代表監事及び監事は、実行委員会の財務を監査する。
- 5 顧問は、大会の運営方針に関し助言する。
- 6 参与は、大会の情報発信等に関し助言する。

(委員等の任期)

第 6 条 委員等の任期は実行委員会設立の日から第 18 条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、特別の事由があるときは、委員等を解任することができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬は支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

2 委員等へ支給する旅費は、三重県職員の例に準じて支給する。

第3章 会議

(総会)

第8条 実行委員会の会議（以下「総会」という。）は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに、代表監事、監事、顧問及び参与をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集し、その議長は会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 大会の企画及び運営に関する基本事項に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 幹事会に委任する事項に関すること。
- (6) その他大会の開催に関する重要な事項に関すること。

4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 実行委員は、事故その他のやむを得ない理由により総会に出席できないときは、代理人又は書面をもって議決権を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席した実行委員（代理人及び書面を含む。）の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めるときは、事前に送付した議案に対し書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者の出席を求めることができる。

(会長の専決処分)

第9条 会長は緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、前条第3項各号に掲げる事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第4章 幹事会

(幹事会)

第10条 実行委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事（以下「幹事等」という。）をもって構成する。

3 幹事長は、三重県農林水産部長を充てる。

4 副幹事長は、三重県漁業協同組合連合会常務理事及び開催地市町の水産関係部長をもって充てる。

- 5 幹事は、会長が別に指名する者をもって充てる。
- 6 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 7 幹事会の会議は、次の事項を審議する。
 - (1) 実行委員会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) その他大会の開催に関し、会長が必要と認める事項に関すること。
- 8 第6条及び第7条の規定は、幹事等について、第8条第4項から第7項までの規定は、幹事会について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第1項、第7条第1項から第2項までに規定中の「委員等」及び第8条第4項から第7項までに規定中の「実行委員」とあるものは「幹事等」と第8条第3項から第6項までの規定中の「総会」とあるものは「幹事会」と読み替えるものとする。
- 9 前3項に定めるもののほか、幹事会の会議の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第11条 幹事長は、幹事会の会務を総理し、幹事会を代表する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第12条 幹事会には、専門的な観点から審議を行うため、次に掲げる専門部会を置くことができる。

- (1) 総務・広報部会
 - (2) 式典・放流行事部会
 - (3) 宿泊・輸送・警備部会
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、幹事長が必要と認めて設置する専門部会
- 2 専門部会は、幹事長が指名する部会員（以下、「部会員」という。）をもって構成し、幹事長が必要に応じて招集する。
 - 3 専門部会の部会長は、前項の規定により指名された者において互選する。
 - 4 専門部会の部会長は、専門部会で決議した事項を幹事会に報告する。
 - 5 第6条及び第7条の規定は、部会員について、第8条第4項から第7項までの規定は、専門部会について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第1項、第7条第1項から第2項までに規定中の「委員等」及び第8条第4項から第7項までに規定中の「実行委員」とあるものは「部会員」と第8条第3項から第6項までの規定中の「総会」とあるものは「専門部会」と読み替えるものとする。
 - 6 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(部会長の職務)

第13条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

- 2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会員の互選によって部会長代理を決定する。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を三重県農林水産部内に置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 経費及び会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第16条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は代表監事及び監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(会計)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日（初年度にあつては、実行委員会の設立の日）に始まり翌年3月31日に終了する。ただし、次条第1項の規定により解散したときは、この限りではない。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、三重県の財務に関する諸規定に準ずるものとするほか、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第18条 実行委員会は、第2条の目的が達成され事業報告及び決算について議決を受けた後に解散する。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、三重県に帰属するものとする。

第8章 補則

(事故の処理)

第19条 実行委員会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じた場合は、委員等の協力を得て、これを処理しなければならない。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、令和5年10月12日から施行する。

この会則は、令和6年7月4日から施行する。